日刊（日曜日、土曜日、休日休刊）

東京都公報

発行　東京都

目次

規則

○東京都組織規程の一部を改正する規則……（総務局人事部調査課）…一

訓令

○東京都の標準的な職を定める規程の一部改正……（総務局人事部調査課）…一

○東京都児童相談所処務規程の一部改正……（同）…一

告示

○新たに生じた土地の確認（三宅村）……（総務局行政部市町村課）…二

○都営住宅の廃止……（住宅政策本部都営住宅経営部経営企画課）…三

○都営住宅の使用料の変更……（同）…三

○都営改良住宅及び都営再開発住宅の使用料の変更……（同）…六

○都営住宅の駐車場の区画数変更……（同）…六

○土壌汚染対策法の規定に基づく汚染されている区域の指定解除…（環境局環境改善部化学物質対策課）…六

○鳥獣保護区の存続期間の更新（三件）……（環境局自然環境部計画課）…七

○鳥獣保護区特別保護地区の指定……（同）…一〇

○杉並区の児童自立支援施設に係る事務の委託に関する規約…（福祉局子供・子育て支援部育成支援課）…一〇

○平成十七年東京都告示第五百九号（地方公営企業法の財務規定等が適用される東京都の経営する事業の出納取扱金融機関及び収納取扱金融機関）の一部改正……（会計管理局管理部公金管理課）…一一

通達

○「初任給、昇格及び昇給等に関する規則の運用について」の一部改正……（東京都人事委員会）…一三

規則

東京都組織規程の一部を改正する規則を公布する。

令和八年十月三十日

東京都知事　小池　百合子

◉東京都規則第百六十二号

東京都組織規程の一部を改正する規則

東京都組織規程（昭和二十七年東京都規則第百六十四号）の一部を次のように改正する。

別表三　六の部㈡の項中「渋谷区恵比寿二丁目三十四番十号」を「世田谷区上北沢二丁目一番三十一号」に改める。

別表四　二の部東京都大田都税事務所の項中「大田区新蒲田一丁目十八番二十二号」を「大田区西蒲田七丁目十一番一号」に改め、同表八の部同　杉並児童相談所の項を削り、同部同　大田児童相談所の項の次に次のように加える。

同	多摩中部児童相談所	杉並区南荻窪四丁目二十三番六号

附　則

この規則は、令和八年十一月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一　別表三　六の部の改正規定　公布の日

二　別表四　二の部の改正規定　令和八年十一月二十四日

訓令

◉東京都訓令第四十一号

東京都の標準的な職を定める規程（平成二十八年東京都訓令第六十一号）の一部を次のように改正する。

令和八年十月三十日

東京都知事　小池　百合子

第二条第一項の表一の部三の項中「、杉並児童相談所」を削り、「及び町田児童相談所」を「、町田児童相談所及び多摩中部児童相談所」に改める。

附　則

この訓令は、令和八年十一月一日から施行する。

◉東京都訓令第四十二号

東京都児童相談所処務規程（昭和三十二年東京都訓令甲

庁	中　一般
支庁	
事業所	
収用委員会事務局	
労働委員会事務局	
総務局	
財務局	
福祉局	
児童相談所	（児童相談センターを除く。）

第三十九号）の一部を次のように改正する。

令和八年十月三十日

東京都知事　小　池　百合子

第五条第一項、第六条第二項及び第五項、第七条第二項、第十一条第二項並びに第十二条第二項及び第四項中「、杉並児童相談所」を削り、「及び町田児童相談所」を「、町田児童相談所及び多摩中部児童相談所」に改める。

附　則

この訓令は、令和八年十一月一日から施行する。

告　示

◉東京都告示第千九十四号

三宅村長から、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第九条の五第一項の規定に基づき、令和八年九月二十八日付けで同村の区域内に次の土地が生じたことを確認した旨の届出があったので、同条第二項の規定により告示する。

令和八年十月三十日

東京都知事　小　池　百合子

一　所在　三宅村伊ヶ谷二百九十七番地先公有水面

二　面積　二一七・一〇平方メートル

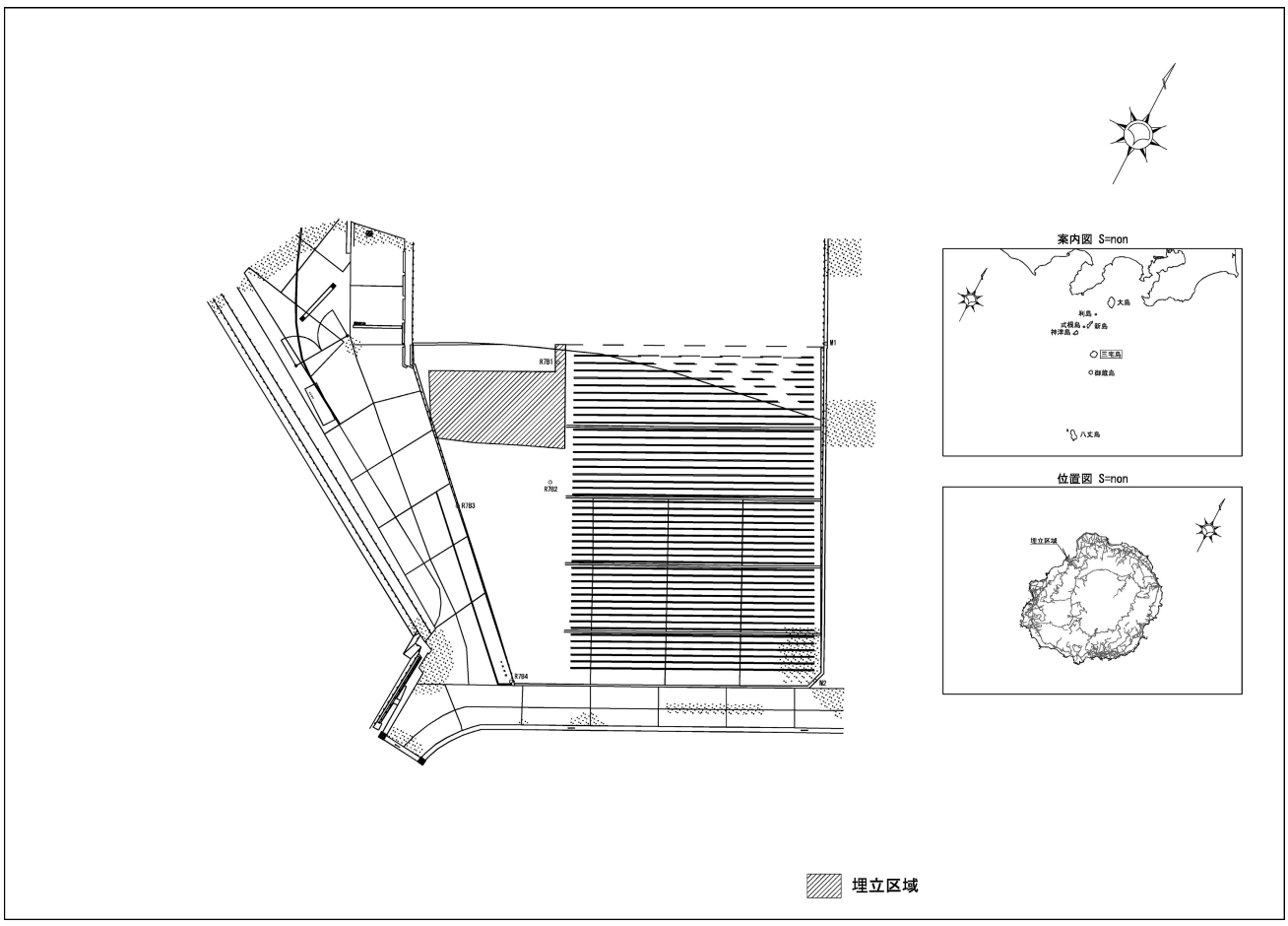

◉東京都告示第千九十五号

次の一般都営住宅を廃止したので、東京都営住宅条例（平成九年東京都条例第七十七号）第三条第三項の規定により告示する。

令和八年十月三十日

東京都知事　小　池　百合子

名称	位置	構造及び規模	戸数
日野新井アパート（7号棟）	日野市新井三丁目一番	中層耐火　三七・七平方メートル	四〇戸

◉東京都告示第千九十六号

東京都営住宅条例（平成九年東京都条例第七十七号）第三条第二項の規定に基づき、一般都営住宅の使用料を次のように変更し、令和八年十一月一日から実施するので、同条第三項の規定により告示する。

令和八年十月三十日

東京都知事　小　池　百合子

種類	構造	名称	位置	規模（平方メートル）	戸数（戸）	収入の額が139,000円を超え158,000円以下の者に適用される使用料（円、月額／戸）	近傍同種の住宅の家賃（円、月額／戸）
一般都営	高層耐火	勝どき五丁目アパート（７号棟）	中央区勝どき5-8	33.6	1	28,200	62,000
一般都営	高層耐火	勝どき五丁目アパート（１０号棟）	中央区勝どき5-8	33.6	1	28,200	62,000
一般都営	高層耐火	芝五丁目アパート（１号棟）	港区芝5-18	34.3	1	33,000	90,000
一般都営	高層耐火	戸山ハイツアパート（３号棟）	新宿区戸山2-3	41.0	1	34,300	96,000
一般都営	高層耐火	戸山ハイツアパート（１０号棟）	新宿区戸山2-10	40.1	1	33,500	94,300
一般都営	高層耐火	早稲田アパート（１号棟）	新宿区西早稲田1-9	34.4	2	29,000	56,600
一般都営	中層耐火	弁天町第２アパート（１号棟）	新宿区弁天町163	39.0	1	31,600	91,300
一般都営	高層耐火	本駒込四丁目アパート（１５号棟）	文京区本駒込4-35	42.2	1	36,200	75,000
一般都営	高層耐火	根岸五丁目アパート（１１号棟）	台東区根岸5-18	34.3	1	27,100	48,400
一般都営	高層耐火	江東橋四丁目アパート（１号棟）	墨田区江東橋4-30	43.9	1	33,100	70,100
一般都営	高層耐火	白鬚東アパート（８号棟）	墨田区堤通2-6	59.7	1	43,700	74,700
一般都営	高層耐火	白鬚東アパート（６号棟）	墨田区堤通2-5	59.7	1	43,900	75,800
一般都営	中層耐火	大島四丁目アパート（３号棟）	江東区大島4-21	51.0	3	43,200	86,900
一般都営	高層耐火	枝川三丁目アパート（１号棟）	江東区枝川3-4	51.2	1	42,300	88,300
一般都営	中層耐火	大島八丁目アパート（２号棟）	江東区大島8-42	33.7	1	25,700	34,800
一般都営	中層耐火	東砂二丁目アパート（２０号棟）	江東区東砂2-13	33.4	1	26,200	46,700
一般都営	高層耐火	東砂二丁目アパート（２２号棟）	江東区東砂2-13	34.4	1	27,000	54,800
一般都営	高層耐火	東陽三丁目アパート（１号棟）	江東区東陽3-22	37.9	1	30,700	45,600
一般都営	高層耐火	東雲一丁目アパート（３号棟）	江東区東雲1-8	34.3	1	27,600	57,900
一般都営	高層耐火	南砂一丁目アパート（７号棟）	江東区南砂1-1	42.2	1	33,800	58,400
一般都営	高層耐火	東雲二丁目アパート（４号棟）	江東区東雲2-4	51.2	3	42,500	98,400
一般都営	高層耐火	亀戸九丁目アパート（２号棟）	江東区亀戸9-33	51.2	3	42,600	76,900
一般都営	中層耐火	桜丘二丁目第２アパート（１号棟）	世田谷区桜丘2-4	55.9	1	46,600	107,300
一般都営	中層耐火	喜多見二丁目アパート（３号棟）	世田谷区喜多見2-10	55.9	1	43,700	79,500
一般都営	中層耐火	喜多見二丁目アパート（９号棟）	世田谷区喜多見2-10	52.4	1	40,300	74,500
一般都営	中層耐火	喜多見二丁目アパート（１１号棟）	世田谷区喜多見2-10	52.4	1	40,300	74,500
一般都営	中層耐火	喜多見二丁目アパート（１２号棟）	世田谷区喜多見2-10	52.4	1	40,300	74,500
一般都営	中層耐火	南台五丁目アパート（１号棟）	中野区南台5-7	51.0	1	38,400	97,800
一般都営	高層耐火	堀の内三丁目アパート（１９号棟）	杉並区堀ノ内3-49	37.9	1	27,900	51,800
一般都営	高層耐火	南大塚二丁目アパート（１号棟）	豊島区南大塚2-36	42.2	1	35,800	68,900
一般都営	高層耐火	駒込二丁目アパート（３号棟）	豊島区駒込2-2	51.2	1	43,200	86,700
一般都営	中層耐火	堀船三丁目アパート（１１号棟）	北区堀船3-16	55.9	1	44,700	79,500

種類	構造	名称	位置	規模（平方メートル）	戸数（戸）	収入の額が139,000円を超え158,000円以下の者に適用される使用料（円、月額／戸）	近傍同種の住宅の家賃（円、月額／戸）
一般都営	中層耐火	西尾久八丁目アパート（１２号棟）	荒川区西尾久8-10	51.0	1	38,200	82,200
一般都営	高層耐火	坂下一丁目アパート（３号棟）	板橋区坂下1-11	36.1	1	26,900	46,500
一般都営	中層耐火	上石神井アパート（１１号棟）	練馬区石神井台4-5	55.9	1	43,900	101,600
一般都営	中層耐火	南田中アパート（１０号棟）	練馬区高野台1-1	37.0	1	26,600	58,000
一般都営	中層耐火	南田中アパート（１９号棟）	練馬区南田中5-25	32.6	1	23,600	51,100
一般都営	中層耐火	南田中アパート（２１号棟）	練馬区南田中5-25	32.6	1	23,600	51,100
一般都営	中層耐火	西保木間三丁目アパート（１２号棟）	足立区西保木間3-12	39.0	1	27,000	42,800
一般都営	中層耐火	島根四丁目第２アパート（１号棟）	足立区島根4-29	59.6	1	43,300	90,400
一般都営	中層耐火	弘道二丁目第２アパート（３号棟）	足立区弘道2-11	59.6	1	44,000	96,700
一般都営	中層耐火	青井四丁目第４アパート（３号棟）	足立区青井4-21	62.9	1	48,500	111,400
一般都営	中層耐火	第１保木間アパート（４号棟）	足立区保木間1-24	33.4	1	22,400	41,000
一般都営	中層耐火	保木間第５アパート（２号棟）	足立区南花畑5-15	33.4	1	22,100	39,000
一般都営	中層耐火	西保木間四丁目アパート（６号棟）	足立区西保木間4-3	33.4	1	22,400	41,600
一般都営	高層耐火	千住元町アパート（３号棟）	足立区千住元町34	33.6	2	23,200	36,000
一般都営	中層耐火	鹿浜五丁目アパート（４号棟）	足立区鹿浜5-24	33.4	1	22,200	39,700
一般都営	中層耐火	花畑第４アパート（４号棟）	足立区花畑8-3	41.7	1	27,700	46,300
一般都営	中層耐火	花畑第４アパート（８号棟）	足立区花畑8-4	41.7	1	27,700	46,300
一般都営	中層耐火	花畑第４アパート（２１号棟）	足立区花畑8-5	38.3	1	25,500	42,600
一般都営	中層耐火	舎人町アパート（５号棟）	足立区舎人6-12	42.3	1	29,300	46,200
一般都営	中層耐火	花畑第６アパート（２号棟）	足立区花畑2-16	51.0	1	35,100	54,200
一般都営	中層耐火	花畑第６アパート（３号棟）	足立区花畑2-16	51.0	1	35,100	54,200
一般都営	高層耐火	亀有一丁目アパート（１号棟）	葛飾区亀有1-18	51.2	1	37,400	76,800
一般都営	中層耐火	亀有二丁目第４アパート（４号棟）	葛飾区亀有2-11	59.6	1	45,100	101,500
一般都営	中層耐火	西新小岩三丁目アパート（７号棟）	葛飾区西新小岩3-21	51.0	1	37,800	64,000
一般都営	高層耐火	西新小岩一丁目アパート（２号棟）	葛飾区西新小岩1-1	51.2	1	38,900	76,100
一般都営	中層耐火	南水元一丁目アパート（２号棟）	葛飾区南水元1-24	51.0	1	37,300	74,700
一般都営	中層耐火	南水元一丁目アパート（３号棟）	葛飾区南水元1-24	59.6	1	43,600	87,300
一般都営	中層耐火	西水元五丁目アパート（３号棟）	葛飾区西水元5-4	59.6	1	42,700	80,600
一般都営	中層耐火	南小岩二丁目アパート（７号棟）	江戸川区南小岩2-4	42.3	2	32,100	61,400
一般都営	高層耐火	宇喜田町アパート（１号棟）	江戸川区中葛西4-9	51.2	1	39,700	73,500
一般都営	高層耐火	宇喜田町第２アパート（１号棟）	江戸川区西葛西4-1	50.9	1	40,200	79,200
一般都営	中層耐火	本一色町アパート（２号棟）	江戸川区本一色3-33	53.6	1	40,400	73,200
一般都営	高層耐火	清新町二丁目アパート（３号棟）	江戸川区清新町2-8	55.9	1	44,100	92,000

種類	構造	名称	位置	規模（平方メートル）	戸数（戸）	収入の額が139,000円を超え158,000円以下の者に適用される使用料（円、月額／戸）	近傍同種の住宅の家賃（円、月額／戸）
一般都営	高層耐火	清新町二丁目アパート（４号棟）	江戸川区清新町2-8	55.9	1	44,500	100,400
一般都営	中層耐火	八王子石川町アパート（２号棟）	八王子市石川町2955-2	42.3	1	21,100	37,300
一般都営	中層耐火	多摩ニュータウン鹿島団地（１６－３号棟）	八王子市鹿島16	51.1	1	26,100	46,500
一般都営	中層耐火	多摩ニュータウン松が谷団地（９－２号棟）	八王子市松が谷9	62.1	1	35,600	79,100
一般都営	中層耐火	多摩ニュータウン南大沢団地（３－４－５号棟）	八王子市南大沢3-4	60.7	1	35,200	78,900
一般都営	高層耐火	立川富士見町六丁目アパート（５１号棟）	立川市富士見町6-51	50.9	1	27,700	64,100
一般都営	中層耐火	吉祥寺北町五丁目アパート（２１号棟）	武蔵野市吉祥寺北町5-6	51.0	1	38,000	91,000
一般都営	中層耐火	上連雀一丁目アパート（３号棟）	三鷹市上連雀1-22	59.6	1	44,800	113,700
一般都営	高層耐火	中原四丁目第１アパート（２号棟）	三鷹市中原4-17	43.9	1	31,000	65,600
一般都営	中層耐火	府中美好町二丁目アパート（１号棟）	府中市美好町2-4	51.0	2	28,600	70,100
一般都営	中層耐火	府中栄町一丁目アパート（１号棟）	府中市栄町1-20	55.9	1	32,400	80,800
一般都営	中層耐火	調布富士見町三丁目アパート（１号棟）	調布市富士見町3-17	62.1	1	37,600	102,400
一般都営	高層耐火	調布くすのきアパート（６号棟）	調布市国領町8-1-35	53.5	2	31,300	85,500
一般都営	高層耐火	調布くすのきアパート（８号棟）	調布市国領町8-1-35	51.2	1	30,000	81,800
一般都営	中層耐火	下石原第２アパート（１号棟）	調布市下石原1-15-1	55.9	1	33,300	92,800
一般都営	中層耐火	調布富士見町三丁目第２アパート（１号棟）	調布市富士見町3-19-1	56.8	1	34,400	95,700
一般都営	中層耐火	調布富士見町三丁目第２アパート（２号棟）	調布市富士見町3-19-1	51.1	1	31,400	84,600
一般都営	中層耐火	染地一丁目アパート（２号棟）	調布市染地1-1-2	60.2	1	36,100	97,000
一般都営	中層耐火	町田中町四丁目アパート（４号棟）	町田市中町4-7	59.6	1	35,600	91,900
一般都営	中層耐火	町田中町四丁目アパート（５号棟）	町田市中町4-7	59.6	1	35,100	86,000
一般都営	高層耐火	武蔵岡アパート（７号棟）	町田市相原町3190	55.9	1	29,300	65,600
一般都営	高層耐火	武蔵岡アパート（１０号棟）	町田市相原町3190	55.9	1	29,700	66,700
一般都営	中層耐火	武蔵岡アパート（３号棟）	町田市相原町3190	61.5	1	36,800	72,600
一般都営	中層耐火	小金井東町三丁目第２アパート（５号棟）	小金井市東町3-10	55.9	1	35,500	96,000
一般都営	中層耐火	田無緑町三丁目アパート（１号棟）	西東京市緑町3-8	61.3	1	38,100	91,300
一般都営	中層耐火	田無南町一丁目アパート（１７号棟）	西東京市南町1-2	48.1	1	28,600	70,900
一般都営	中層耐火	西原町一丁目アパート（５号棟）	西東京市西原町1-7	55.9	1	34,400	84,400
一般都営	中層耐火	田無向台町四丁目アパート（５号棟）	西東京市向台町4-10	51.0	1	29,300	73,900
一般都営	中層耐火	田無南町三丁目アパート（５号棟）	西東京市南町3-23	61.3	1	38,900	100,400
一般都営	中層耐火	田無北原町一丁目アパート（３号棟）	西東京市北原町1-32	51.1	1	31,600	79,300
一般都営	中層耐火	田無本町七丁目アパート（２４号棟）	西東京市田無町7-13	56.8	1	34,000	78,900
一般都営	中層耐火	田無本町七丁目アパート（１８号棟）	西東京市田無町7-11	56.8	1	34,000	78,900
一般都営	中層耐火	田無本町七丁目アパート（２５号棟）	西東京市田無町7-13	56.8	1	34,000	78,900

種類	構造	名称	位置	規模（平方メートル）	戸数（戸）	収入の額が139,000円を超え158,000円以下の者に適用される使用料（円、月額／戸）	近傍同種の住宅の家賃（円、月額／戸）
一般都営	高層耐火	田無谷戸町一丁目アパート（２号棟）	西東京市谷戸町1-17	59.6	1	38,200	97,900
一般都営	中層耐火	東伏見二丁目第２アパート（１７号棟）	西東京市東伏見2-16	61.5	1	40,400	103,900
一般都営	中層耐火	狛江アパート（１７号棟）	狛江市和泉本町4-7	37.0	1	17,800	48,200
一般都営	中層耐火	狛江アパート（４５号棟）	狛江市和泉本町4-7	37.3	1	18,400	51,300
一般都営	中層耐火	清瀬竹丘一丁目アパート（６号棟）	清瀬市竹丘1-7	55.9	1	31,500	69,600
一般都営	中層耐火	松山二丁目アパート（２号棟）	清瀬市松山2-17	62.1	1	36,800	88,200
一般都営	高層耐火	多摩ニュータウン諏訪団地（３－１－１号棟）	多摩市諏訪3-1	58.0	1	30,600	69,500
一般都営	中層耐火	多摩ニュータウン愛宕団地（３－４－２号棟）	多摩市愛宕3-4	40.1	1	19,000	37,300
一般都営	中層耐火	多摩ニュータウン落合団地（４－４－３号棟）	多摩市落合4-4	51.1	1	25,700	42,600
一般都営	中層耐火	多摩ニュータウン貝取団地（３－２－５号棟）	多摩市貝取3-2	60.9	1	32,500	64,800

◉東京都告示第千九十七号

東京都営住宅条例（平成九年東京都条例第七十七号）第三条第二項及び第五十六条第一項第三号の規定に基づき都営改良住宅の使用料を、第三条第二項及び第七十一条において準用する第五十六条第一項第三号の規定に基づき都営再開発住宅の使用料を次のように変更し、令和八年十一月一日から実施するので、第三条第三項の規定により告示する。

令和八年十月三十日

東京都知事　小　池　百合子

種類	構造	名称	位置	規模（平方メートル）	戸数（戸）	使用料（円、月額／戸）
改良	高層耐火	白鬚東アパート（１８号棟）	墨田区堤通2-10	63.4	1	45,700
改良	中層耐火	笹塚二丁目アパート（１０号棟）	渋谷区笹塚2-37	36.2	1	30,100
改良	高層耐火	赤羽西五丁目アパート（１号棟）	北区赤羽西5-12	36.1	1	27,900
改良	中層耐火	赤羽西五丁目アパート（３号棟）	北区赤羽西5-12	36.2	1	27,500
改良	中層耐火	田無本町七丁目アパート（１７号棟）	西東京市田無町7-11	48.1	2	28,800
再開発	高層耐火	小松川アパート（１号棟）	江戸川区小松川2-1	59.8	2	47,100

◉東京都告示第千九十八号

東京都営住宅条例（平成九年東京都条例第七十七号）第九十三条において準用する第三条第二項の規定に基づき、駐車場の区画数を次のように変更するので、第九十三条において準用する第三条第三項の規定により告示する。

令和八年十月三十日

東京都知事　小　池　百合子

名称	位置	区画数
文花一丁目アパート駐車場	墨田区文花一丁目二十七番ほか	五五区画

◉東京都告示第千九十九号

土壌汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）第十一条第二項の規定により、令和七年東京都告示第千九十九号により指定した区域の全部の指定を解除するので、同条第三項において準用する同法第六条第二項の規定により、次のとおり告示する。

令和八年十月三十日

東京都知事　小　池　百合子

一　指定を解除する区域　別図のとおり（千代田区隼町地内）

二　土壌汚染対策法施行規則（平成十四年環境省令第二十九号）第三十一条第一項の基準に適合していなかった特定有害物質の種類　テトラクロロエチレン及びトリクロロエチレン

三　講じられた汚染の除去等の措置　土壌汚染の除去

別図

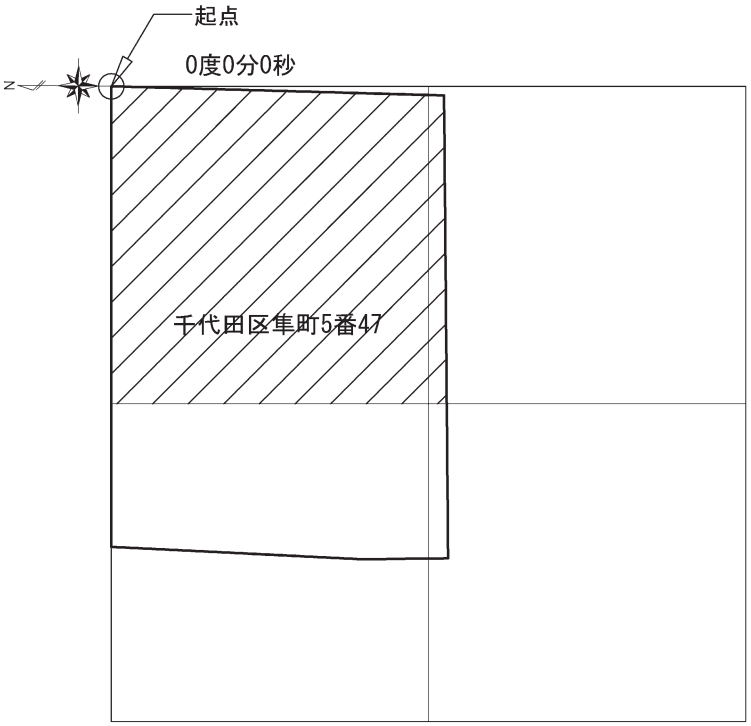

【凡例】
- 単位区画
- 敷地境界
- 指定を解除する区域

【座標】

測点	X座標	Y座標
起点	-35219.260	-8248.113

※座標値は、測量法（昭和24年法律第188号）の規定により、世界測地系座標計算によって作成した。

【起点】
起点は、千代田区隼町5番47の最北端とする。

【格子の回転角度（0度0分0秒）】
格子の回転角度は、起点を通り、東西方向及び南北方向に引いた線並びにこれらと平行して10m間隔で引いた線により構成されている格子を、起点を中心として、右回りに回転させた角度を示す。

◉東京都告示第千百号

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成十四年法律第八十八号。以下「法」という。）第二十八条第七項ただし書の規定に基づき、平成十八年東京都告示第千四百九十三号で告示した村山山口鳥獣保護区の存続期間を更新するので、同条第九項において準用する法第十五条第二項の規定により、次のとおり告示する。

令和八年十月三十日

東京都知事　小　池　百合子

一　鳥獣保護区の名称

村山山口鳥獣保護区

二　鳥獣保護区の区域

東京都東大和市所在、東京都水道局村山上貯水池、同下貯水池及び同用地並びに西多摩郡瑞穂町及び武蔵村山市所在、東京都山口貯水池用地一円の区域

三　鳥獣保護区の存続期間

令和八年十一月一日から令和二十八年十月三十一日まで

四　鳥獣保護区の保護に関する指針

(一)　鳥獣保護区の指定区分

身近な鳥獣生息地の保護区

(二)　鳥獣保護区の指定目的

当該地域は、東大和市、武蔵村山市及び西多摩郡瑞穂町にまたがる狭山丘陵地帯に位置し、東京都の水道用地として大正後期から昭和初期にかけて造られた東京都水道局の山口貯水池及び村山貯水池を中心として、これを貯水池林が取り囲んでいる。この森林は比較的

緩やかな丘陵林で、一帯は、アカマツ、ヒノキ、スギ等の針葉樹林とミズナラ、ネコシデ、エゴノキ等の広葉樹林で構成されており、多種多様な野鳥及び獣が生息している。この中には、絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（平成四年法律第七十五号）において、国内希少野生動植物種として指定されているハヤブサも確認されている。

このため、鳥類等の良好な生息地の確保と創出を目指し、豊かな生活環境の形成、自然とのふれあい、野鳥の観察等を通じた環境教育活動の場に資することを目的とする。

㈢　鳥獣保護区の保護管理方針

ア　当該地域は、東京都水道局の貯水池林として閉鎖的管理がなされており、鳥獣やその生息環境への影響は生じていないものとみられるものの、職員や鳥獣保護員による巡視とともに、東大和市、武蔵村山市及び瑞穂町や関係機関との連携を図り、引き続き当該地域に生息・繁殖する鳥獣の保護に取り組む。

イ　指定の十年後に、鳥獣の生息環境の変化等を把握するため調査を実施する。

◉東京都告示第千百一号

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成十四年法律第八十八号。以下「法」という。）第二十八条第七項ただし書の規定に基づき、平成十八年東京都告示第千四百九十二号で告示した多摩川鳥獣保護区の存続期間を更新するので、同条第九項において準用する法第十五条第二項の規定により、次のとおり告示する。

令和八年十月三十日

東京都知事　小　池　百合子

一　鳥獣保護区の名称

多摩川鳥獣保護区

二　鳥獣保護区の区域

東京都大田区所在、現在は撤去された羽田灯標（北緯三十五度三十一分五十五・〇秒、東経百三十九度四十七分四十七・五秒）近くの羽田沖埋立地南端及び多摩川トンネルが交差する地点を基点として、同所から神奈川県川崎市浮島町防波護岸東端を結ぶ直線に沿って進み東京都と神奈川県との境界線に至り、同所を右折し、同境界を上流に向かって進み多摩川原橋右岸に至り、同所から都道町田調布線（十九号線）を南西に進み都道川崎府中線（九号線）との交点に至り、同所から同都道を北西に進み都道稲城日野線（四十一号線）との交点に至り、同所から同都道を西に進み国道二十号との交点に至り、同所を左折し、同国道を西に進み都道淵上日野線（百六十九号線）との交点に至り、同所を右折し、同都道を西に進み国道十六号との交点に至り、同所から国道四百十一号に入って北西に進み、都道瑞穂あきる野八王子線（百六十六号線）との交点に至り、同所を右折し、同都道（百六十六号線）を北に進み東秋川橋を経て都道杉並あきる野線（七号線）との交点に至り、同所を右折し、多西橋に至り、同橋を渡り左折し、あきる野市道Ⅰ－四号線を経て右折し、あきる野市道Ⅰ－五号線に至り、同市道を経て都道伊奈福生線（百六十五号線）との交点に至り、同市道を北西に進みあきる野市道Ⅰ－一号線に至り、同市道を経て国道四百十一号との交点に至り、同所を右折し、同国道を北方に進み満地峠を経て都道奥多摩青梅線（四十五号線）との交点に至り、同都道を西方に進み、都道十里木御嶽停車場線（二百一号線）に至り、同所を右折し、御岳橋を経て国道四百十一号に至り、同所を右折し、同国道を東方に進み都道青梅飯能線（二十八号線）との交点に至り、同都道を南東方向に進み都道立川青梅線（二十九号線）との交点に至り、同所から同都道を南東に進み、都道立川青梅線（二十九号線、通称：奥多摩街道）を経て国道二十号との交点に至り、同所を右折し、同国道を南西に進み日野橋に至り、同所から多摩川堤防左岸を下流に進み世田谷区と狛江市との境界線の交点に至り、同所から同境界線を南方に進み東京都と神奈川県との境界線の交点に至り、同所から同境界を南東に進み世田谷区と大田区との境界の交点に至り、同所から同境界を北東に進み多摩川堤防左岸に至り、同所から同堤防左岸を下流に進み東京都大田区所在羽田沖埋立地南端に至り、同所から南東に進み基点に至る線に囲まれた一円の区域

三　鳥獣保護区の存続期間

令和八年十一月一日から令和二十八年十月三十一日まで

四　鳥獣保護区の保護に関する指針

㈠　鳥獣保護区の指定区分

身近な鳥獣生息地の保護区

㈡　鳥獣保護区の指定目的

当該地域は、東京都の西部を貫流する国土交通省所管の一級河川である多摩川周辺の森林、農耕地、住宅地から構成されている。調布市が運営している「多摩

川自然情報館」等の情報拠点が存在するほか、「多摩川流域リバーミュージアム」構想への市民参加意欲が高いなど、自然環境への関心が高い市民が多く居住しており、多摩川周辺は、都民をはじめ広く人々にとって身近な自然環境を有している。

また、水辺空間に加え、河川敷や中洲のススキ、スキ樹林地、ヨシ原など多様な自然環境が形成されており、区域内には多種多様な野鳥及び獣が生息している。

このため、当該地域は、都民をはじめ広く人々にとって身近な鳥獣生息地となっていることから、鳥獣保護区に指定し、その保全を図るものである。

㈢　鳥獣保護区の保護管理方針

ア　当該地域は、ウォーキング、釣り、バーベキュー等の野外活動が多い地域であり、河川敷には運動グランドや親水公園が点在している。このため、鳥獣の安定的な生息に影響を及ぼすことがないよう、定期的に巡視を実施し、静寂な環境の保持に努めるとともに、人間と鳥獣とが共生できる空間を作り出す必要がある。

また、治水上、農業用水上の土木事業との調整を十分に図る必要がある。

イ　指定の十年後に、鳥獣の生息環境の変化等を把握するため調査を実施する。

◉東京都告示第千百二号

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成十四年法律第八十八号。以下「法」という。）第二十八条第七項ただし書の規定に基づき、平成二十二年東京都告示第千三百十八号で告示した東京港鳥獣保護区の存続期間を更新するので、同条第九項において準用する法第十五条第二項の規定により、次のとおり告示する。

令和八年十月三十日

東京都知事　小　池　百合子

一　鳥獣保護区の名称

東京港鳥獣保護区

二　鳥獣保護区の区域

東京湾上、現在は廃止された東京灯標（北緯三十五度三十三分四十六秒、東経百三十九度四十九分五十三秒）を基点として、同所から二百六度三十分の方向に六千メートル進み、同所から三百四度〇分の方向に東京都と神奈川県との境界に沿って三千メートル進み多摩川鳥獣保護区に至り、同所を右折し、多摩川鳥獣保護区に沿って北西方に進み都道東京大師横浜線（六号）に至り、同所を右折し、国道百三十一号線との交点に至り、同国道を北北西に進み国道十五号との交点に至り、同国道を北方に進み品川区南大井二丁目地内、都道日本橋芝浦大森線（三百十六号）との交点に至り、同所を右折し、同都道を北方に進み都道東京市川線（五十号）との交点に至り、同所を右折し、同都道を北東方に進み都道東京浦安線（十号）との交点に至り、同所を右折し、同都道を東方に進み都道王子千住南砂町線（三百六号）との交点に至り、同所を右折し、特別区道江百四十三号線との交点に至り、同所を左折し、同区道を東方に進み荒川右岸に至り、同所を右折し、荒川右岸を下流に進み江東区新砂三丁目地内荒川右岸突端に至り、同所から直線をもって荒川右岸と国道三百五十七号線との交点に至り、同所を左折し、同国道を東方に進み旧江戸川右岸に至り、同所を右折し下流に進み旧江戸川右岸突端に至り、同所から国指定葛西沖三枚洲鳥獣保護区との交点（北緯三十五度三十七分五十九・三六四秒、東経百三十九度五十二分一・九五九秒）に至り、同所から国指定葛西沖三枚洲鳥獣保護区の境界線を左回りに進み旧江戸川右岸突端から基点に至る直線との交点に至り、同所から直線をもって基点に至る線に囲まれた一円の区域。ただし、当該区域に含まれる東京国際空港用地を除く区域

三　鳥獣保護区の存続期間

令和八年十一月一日から令和二十八年十月三十一日まで

四　鳥獣保護区の保護に関する指針

㈠　鳥獣保護区の指定区分

集団渡来地の保護区

㈡　鳥獣保護区の指定目的

当該地域は、東京港の港湾区域で、地域の大半を占める公有水面のほか東京港野鳥公園、大井埠頭中央海浜公園、葛西臨海公園など、鳥類の生息に適した環境が残されており、サギ類、カモ類、シギ類、チドリ類、カモ類といった水辺や水面を利用する鳥類が多数確認されている。この中には、絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（平成四年法律第七十五号）において、国内希少野生動植物種として指定されているハヤブサも確認されている。

このため、当該地域は集団渡来する渡り鳥の保護のため重要な区域であると認められることから、鳥獣保

護区に指定し、渡来する渡り鳥の保護を図るものである。

㈢　鳥獣保護区の保護管理方針

ア　鳥獣の生息に影響のない範囲で、自然とのふれあいの場、環境教育・学習の場として活用を図るため、関係機関や地域住民等と連携した活動に取り組む。

イ　指定の十年後に、鳥獣の生息環境の変化等を把握するため調査を実施する。

◉東京都告示第千百三号

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成十四年法律第八十八号。以下「法」という。）第二十九条第一項の規定に基づき、鳥獣保護区特別保護地区を指定するので、同条第四項において準用する法第十五条第二項の規定により、次のとおり告示する。

令和八年十月三十日

東京都知事　小　池　百合子

一　特別保護地区の名称

村山山口鳥獣保護区特別保護地区

二　特別保護地区の区域

東京都西多摩郡瑞穂町及び武蔵村山市所在、東京都水道局山口貯水池用地一円の区域

三　特別保護地区の存続期間

令和八年十一月一日から令和二十八年十月三十一日まで

四　特別保護地区の保護に関する指針

㈠　特別保護地区の指定区分

身近な鳥獣生息地の保護区

㈡　特別保護地区の指定目的

当該地域は、西多摩郡瑞穂町及び武蔵村山市にまたがる狭山丘陵地帯に位置しており、東京都水道局の山口貯水池に隣接する貯水池林である。一帯は、アカマツ、ヒノキ、スギ等の針葉樹林とコナラ、ネコシデ、エゴノキ等の広葉樹林で構成されており、多種多様な野鳥及び獣が生息している。この中には、絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（平成四年法律第七十五号）において、国内希少野生動植物種として指定されているハヤブサも確認されている。

当該地域は、昭和四十四年に特別保護地区として指定されており、引き続き良好な鳥獣の生息環境を保全するため、法第二十九条第一項に基づく特別保護地区に指定し、当該地域に生息する鳥獣の生息地の保護を図るものである。

㈢　特別保護地区の保護管理方針

ア　当該地区は、都立狭山自然公園に指定されているとともに、一帯の自然度の高い樹林地は、貯水池林として東京都水道局により良好に管理されている。

しかしながら、外周には狭山丘陵ハイキングコースや都立野山北・六道山公園が整備されており、野外活動が活発な区域であるため、特別保護地区内の鳥獣の安定的な生息に影響を及ぼすことのないよう、より静寂な環境の保持に努める。さらに、工作物設置、木竹の伐採等の開発行為を指導監督し、鳥獣の保護及び繁殖地の保全に著しい支障が生じることのないように努める。

イ　指定の十年後に、鳥獣の生息環境の変化等を把握するため調査を実施する。

◉東京都告示第千百四号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十四第一項の規定に基づき、杉並区の児童自立支援施設に係る事務を次の規約により受託するので、同条第三項において準用する同法第二百五十二条の二の二第二項の規定により告示する。

令和八年十月三十日

東京都知事　小　池　百合子

杉並区の児童自立支援施設に係る事務の委託に関する規約

（委託事務の範囲）

第一条　地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十四第一項の規定に基づき、杉並区（以下「甲」という。）は、児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）第四十四条に規定する児童自立支援施設に係る事務（以下「委託事務」という。）の管理及び執行を東京都（以下「乙」という。）に委託する。

（管理及び執行の方法）

第二条　委託事務の管理及び執行については、乙の条例及び規則その他の規程（以下「条例等」という。）の定めるところによるものとする。

（経費の負担）

第三条　委託事務の管理及び執行に要する経費は、甲の負担とする。

2　前項の経費の額及び交付の時期は、甲と乙とが協議して定める。この場合において、乙は、あらかじめ委託事

務の管理及び執行に要する経費の見積りに関する書類を甲に送付するものとする。

（収入の帰属）

第四条　委託事務の管理及び執行に係る使用料及び手数料並びに財産収入及び諸収入は、全て乙の収入とする。

（収入及び支出の経理）

第五条　乙は、委託事務の管理及び執行に係る収入及び支出について経理を明確にしておくものとする。

（収入及び支出の精算）

第六条　乙は、毎年度終了後、速やかに委託事務に係る収入及び支出の精算を行い、その明細を甲に通知する。

（条例等の制定又は改廃の場合の措置）

第七条　委託事務の管理及び執行について適用される乙の条例等が制定され、若しくは廃止され、又はその全部若しくは一部が改正された場合においては、乙は、直ちにその旨を甲に通知するものとする。

（委託事務の廃止に伴う決算処理等）

第八条　委託事務の全部又は一部を廃止する場合においては、当該委託事務の管理及び執行に係る収入及び支出は、当該廃止の日をもってこれを打ち切り、乙がこれを決算する。

（委託事務の管理及び執行の細目）

第九条　この規約に定めるもののほか、委託事務の管理及び執行に関し必要な事項は、甲と乙とが協議して定める。

附　則

この規約は、令和八年十一月一日から施行する。

◉東京都告示第千百五号

平成十七年東京都告示第五百九号（地方公営企業法の財務規定等が適用される東京都の経営する事業の出納取扱金融機関及び収納取扱金融機関）の一部を次のように改正し、令和八年十一月一日から施行する。

令和八年十月三十日

東京都知事　小　池　百合子

二の表㈢の部江東信用組合の項の次に次のように加える。

大東京信用組合	日本国内で業務を営む全ての店舗（代理店を除く。）

通　達

8人委任第160号
令和8年10月30日

各任命権者　殿

東京都人事委員会
委員長　中西　充

「初任給、昇格及び昇給等に関する規則の運用について」の一部改正について

「初任給、昇格及び昇給等に関する規則の運用について（昭和50年12月25日付50人委第1200号）」の一部を下記のように改正しましたので通知します。

なお、改正後の「初任給、昇格及び昇給等に関する規則の運用について」（以下「改正後の通知」という。）昇格時職務区分別号給表関係（第20条関係）第2項の規定は令和8年11月1日以降これにより実施し、改正後の通知昇格時職務区分別号給表関係（第20条関係）第3項の規定は同年4月1日から適用します。

記

昇格時職務区分別号給表関係（第20条関係）第2項中「、公益財団法人愛知・名古屋アジア・アジアパラ競技大会組織委員会」を削り、同第3項中「給与課長の事務を取り扱い、福利厚生部門」を「厚生業務に関する事務」に改める。

発行　東京都
東京都新宿区西新宿二丁目八番一号
電話　〇三(五三二一)一一一一(代)
郵便番号163-8001
定価　一本号一箇月六六〇円（郵送料を含む。）三〇円
印刷所　勝美印刷株式会社
東京都文京区白山一丁目十三番七号
電話　〇三(三八一二)五二〇一(代)
郵便番号113-0001

FSC ミックス FSC® C006270
リサイクル適性Ⓐ